

# 学校いじめ防止基本方針

枚方市立招提小学校

## 1. いじめ防止のための基本的な考え方

子どもは人と人のかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現していきます。そのためには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活できていることが必要です。しかし、ひとたび子どもの集団の中に他者を排除するような雰囲気形成されると、そこは子どもの居場所としての機能を失い、いじめを生み出す要因となり、子どもの健やかな成長を妨げる場となってしまいます。

そのため、子どもの成長の場として大きな役割を担っている学校・家庭・地域において、次に示すようないじめ防止のための基本的な考え方を共有しておくことが大切です。

- 誰もが、いじめは、どの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければなりません。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければなりません。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければなりません。そして、他者に対して思いやりの心を持って接し、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団をつくる努力をしなければなりません。
- いじめのない社会を実現するために、学校・家庭・地域・関係機関は、それぞれの立場で連携して取組を進めなければなりません。

## 2. いじめの未然防止に向けた役割

### (1) 学校

- 子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- 子どもが自ら進んでいじめのない人間関係を形成できるよう、子どもを指導・支援します。
- いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- いじめが発生した際には、早期に解決できるよう、家庭・地域・関係機関と連携して迅速に対応します。
- 校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人の危機意識を高め、いじめの未然防止に向けた研修や体制の整備に一丸となって取り組みます。

### (2) 子ども

- 周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけます。そして、必ずすぐに学校や家庭、地域の大人に相談します。

### (3) 保護者

- 子どものいじめを未然に防ぐために、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切です。
- 学校や地域の人々等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要です。

- 子どもの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校・地域・関係機関に相談または通報することが大事です。

#### (4) 地域・関係機関

- 地域は、子どもの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じる際には、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要です。
- 子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめ根絶に努める必要があります。

#### (5) 教育委員会

- 「枚方市基本方針」に基づき、いじめの未然防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に推進します。
- いじめの未然防止及び早期発見のため、定期的な調査や啓発を行います。
- 学校や関係機関と連携し、いじめを受けた児童生徒等に対する支援、いじめを行った児童生徒等に対する指導を迅速かつ適切に行います。
- いじめに関する相談体制や教職員研修の充実を図るとともに、いじめ問題に取り組む学校の支援を行います。

### 3. 学校の取組

#### (1) 学校基本方針の策定

本校は、法第13条の規定に則り、法並びに枚方市基本方針に基づき、自校のいじめ防止に係る基本的な考え方、取組について「招提小基本方針」を定めます。

「招提小基本方針」には、いじめ防止等のための取組として、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等について定めます。策定した「招提小基本方針」は、ホームページに掲載するなど家庭・地域に広く周知を図ります。

「招提小基本方針」に基づいた取組を進めるにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、児童の主体的かつ積極的な取組も可能となるよう計画し、取組を指導・支援します。

#### (2) いじめ防止等の対策のための組織

##### ① いじめ対策委員会

本校は、いじめ防止等に関して組織的・機能的な対応を行うため、校長、教頭、生徒指導主担者、養護教諭、支援教育コーディネーター、指導部で構成する「いじめ対策委員会」を設置しています。

本委員会は、学校におけるさまざまな教育活動を企画する中心的な組織である「企画委員会」と連携・協力して機能します。

また、法と枚方市基本方針の趣旨に則り、重大事態への対応をはじめ必要な場合には、心の教室相談員や府・市の心理・福祉に関する専門家、その他必要な関係者に協力を依頼して、「いじめ対策委員会」を拡大した「いじめ緊急対策委員会」を組織して対応します。

##### ② 委員会の役割

組織的な対応の中心的組織としての「いじめ対策委員会」の具体的な役割は、次のとおりとします。

- 「招提小基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の企画・立案の中心となる。

- いじめの相談、通報窓口となり、いじめが疑われる事案等に関する情報の収集と管理、共有を行う。
- 具体的な指導や支援の方針・体制を決定し、関係児童等への事実関係の聴き取りと指導・支援、家庭・地域・関係機関との連携などについて教職員の役割分担を行う。
- 役割分担に基づく学校全体の迅速かつ適切な対応の中心となり、常に対応状況を把握し、必要に応じて方針・体制の見直し・変更を行う。
- アンケート・教育相談の実施時期に合わせて、「招提小基本方針」が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて改定を行う。

### (3) いじめ防止のための具体的な取組

#### ① 未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうることを念頭に置き、学校はいじめの未然防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

また、道徳科や特別活動の時間を中心に、常に児童自らがいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会を数多く設定します。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。

いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発します。特に、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように努めます。

#### ② 早期発見

いじめは気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人でも発見や判断が困難な形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、周囲にいじめが見えにくいという状況が進んでいます。

教職員は、児童のさまざまな集団を観察することと児童一人一人と関わりを持つことを重視し、どんな小さな兆候も見逃すことのないよう、常にいじめの可能性を考慮する視点を持って対応します。また、教職員自身が、いじめが疑われる状況を軽視したり看過したりすることなく、いじめを積極的に認知する意識のもと児童を指導・支援します。

このため、日頃から児童の見守りや児童との対話を通して信頼関係の構築に努めるとともに、児童に表れる変化や危険信号を見逃さない視点と感性を磨き、いじめの早期発見の観点が示された「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」のチェックシート等を活用して情報を交流するなど、具体的な取組を行います。

あわせて、学校はアンケート調査等を学期に1回以上実施して、その結果について教育委員会に報告するとともに、教育相談期間の設定等により児童がいじめを訴えやすい場をつくり、児童一人一人の実態把握と支援体制の充実に取り組めます。

また、保護者と協力して児童を見守るため、学級担任を中心に家庭訪問や個人懇談、電話、連絡帳等を活用して連携を密にします。

#### ③ いじめに対する措置

教職員による日常の観察・指導はもとより、毎月、教員が自らの観察・指導をふりかえるシートを作成して情報交流を行うとともに、毎学期、児童に尋ねる学校生活アンケートを行い、アンケート後に教育相談期

間を設けています。

いじめの兆候に気づいたら、必ず複数の教員で対象となる児童や希望する児童と速やかに 面談を行い、必要に応じて保護者との面談も行います。(なお、教育相談や面談等で得られた児童等の個人情報については、プライバシーに十分配慮した上で、関係機関に適切な情報提供を行う必要が生じる場合があります。)

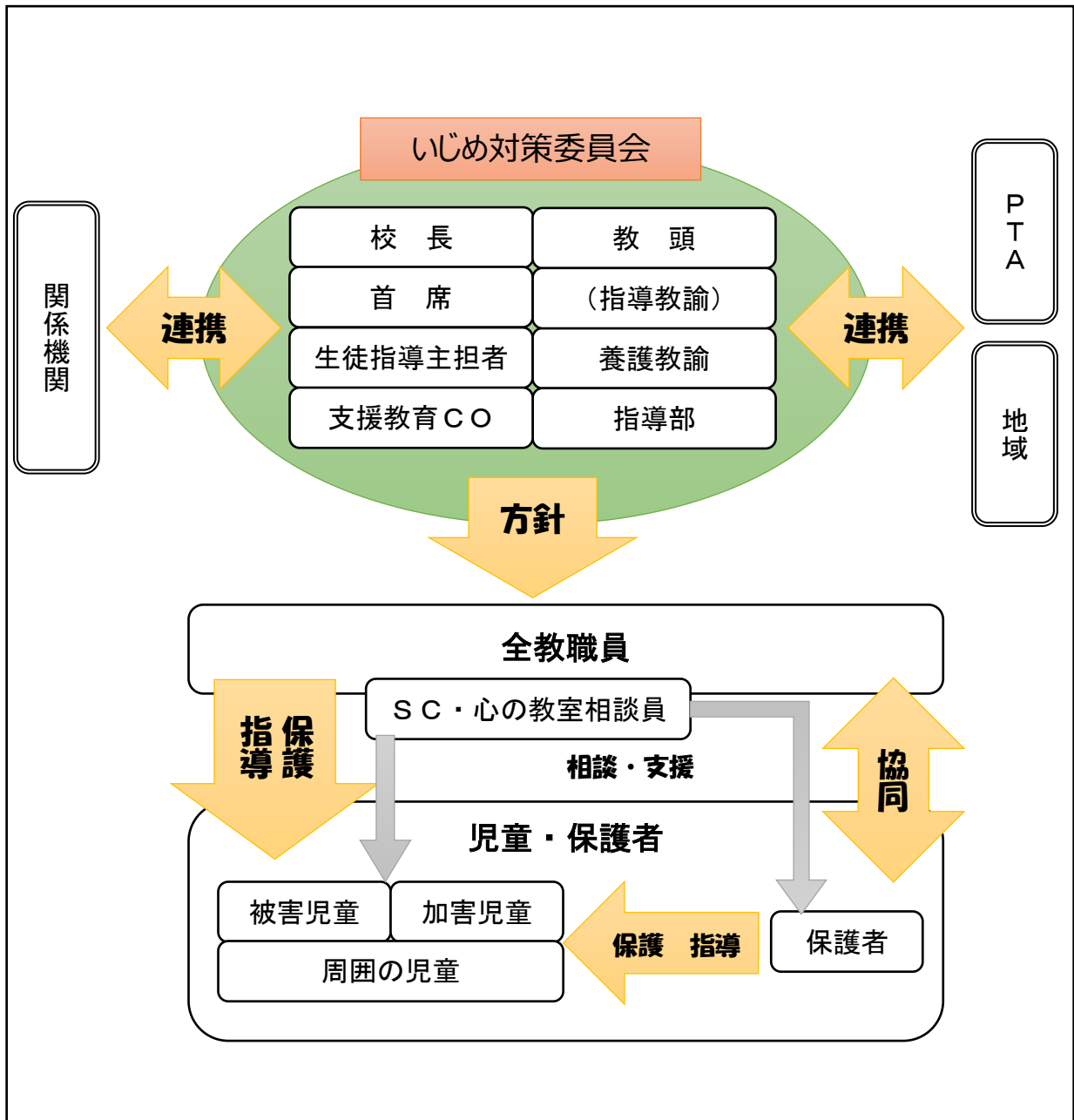
面談後、いじめ対策委員会において事実確認に基づき対応方針の決定、役割分担・チーム編成を行い、全教職員によるいじめの認知と共通理解のもと、保護者と協同して関係する児童の保護・指導に取り組みます。

また、児童の生命に関わることが考えられるような重大事態については、教育委員会の指導のもと、心理・福祉に関する専門的な知識を有する者、その他必要な関係者に協力を依頼して、次のとおりに対処します。

#### (4) 年間計画

通年	*あいさつ運動	*人権全体会(情報交換・共通理解)【月1回】 *生指交流会【週1回・金曜日】 *スクールカウンセラー(SC)【週1回・木曜日】 *心の教室相談開室【週1回・火曜日】 *ケース会議【随時】
4月	*学級・学年目標づくり *家庭訪問(中止)	*保護者・児童への相談窓口周知 *引き継ぎ会(生徒指導・人権) *教職員研修(いじめ・体罰)
5月	*学校探検[1・2年交流] *校外学習[1~4,6年]	*第1回いじめ対策委員会 [年間計画の確認、問題行動調査結果の共有]
6月	*宿泊学習[5年キャンプ] *ペア学年行事 *生活習慣振り返りカード	*学校を良くするためのアンケート・児童相談 *アセスメントシート・スクリーニングシートの作成・実施 *第2回いじめ対策委員会 [アンケート集約、状況確認、情報共有]
7月	*保護者との個人懇談会 *「夏休みの過ごし方」プリント配付	*学校を良くするためのアンケート・児童相談 *教職員研修[いじめ・体罰・児童虐待等] *第3回いじめ対策委員会 [アンケート集約、状況確認、情報共有]
8月	*2学期の学級目標づくり	
9月		
10月	*運動会 *校外学習[1~5年]	*学校を良くするためのアンケート・児童相談 *第4回いじめ対策委員会 [アンケート集約、状況確認、情報共有]
11月	*修学旅行・報告会[6年] *山田池オリエンテーリング *ペア学年行事 *生活習慣振り返りカード	*学校を良くするためのアンケート・児童相談 *アセスメントシート・スクリーニングシートの作成・実施 *第5回いじめ対策委員会 [アンケート集約、状況確認、情報共有]
12月	*保護者との個人懇談 *「冬休みの過ごし方」プリント配付	*教職員研修[生徒指導・いじめ等]
1月	*3学期の学級目標づくり	*学校を良くするためのアンケート・児童相談
2月	*生活習慣振り返りカード	*第6回いじめ対策委員会 [アンケート集約、状況確認、情報共有、年度末反省]
3月	*学年のまとめ *「春休みの過ごし方」プリント配付	

# いじめ防止のための学校体制



# 重大事態への対処チャート

## 重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校

報告

教育委員会

- 「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」等へ発生時の報告
- 調査の主体を判断する

報告

市長

学校が主体で調査

教育委員会が主体で調査

いじめ対策委員会

〔学校に設置〕

< 構成員 >

- 学校の複数の教職員〔心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者・その他の関係者等〕

枚方市学校いじめ対策審議会

〔教育委員会に設置〕

< 構成員 >

- 弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

調査結果の報告

教育委員会

調査結果の報告

市長

報告

議会

必要があると認めた場合

枚方市いじめ問題再調査委員会

〔市長のもとに設置〕

< 構成員 >

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

再調査

調査結果の報告